

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年11月16日 02時45分ごろ
発生場所	愛媛県今治市船折瀬戸の鵜島松ヶ埼北方沖 舟折岩灯標から真方位238°250m付近 （概位 北緯34°11.7′ 東経133°05.3′）
事故調査の経過	平成22年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 太平丸、498トン 133463、大形海運有限会社 76.85m×12.70m×6.00m、鋼 ディーゼル機関、1,103kW、平成4年11月24日
乗組員等に関する情報	甲板長 男性 59歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成3年9月4日 免状交付年月日 平成18年8月7日 免状有効期間満了日 平成23年9月3日
死傷者等	なし
損傷	船首船底に凹損
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板長ほか3人が乗り組み、コンテナ34本を積載し、船首約1.90m、船尾約4.00mの喫水で、広島県大竹市大竹港に向かい、甲板長が、備讃瀬戸北航路で単独の船橋当直につき、航海灯を表示し、備後灘を推薦航路に沿って西進した。</p> <p>甲板長は、約2週間前に本船に初めて乗船したとき、船長から、本船は今治市宮ノ窪瀬戸の西部にある今治市伯方島と鵜島の間の船折瀬戸を通過することが多いが、航行する自信が無ければ船折瀬戸を通過せずに来島海峡を通過するように指示されていたが、本航海ではどちらを航行するのかについて明確に指示されていなかった。</p> <p>甲板長は、船折瀬戸を西進するのは初めてであったが、約1週間前に船長の監督の下で操船して同瀬戸を東進したことがあったので、同瀬戸を航行してもよいものと思っていた。</p> <p>甲板長は、宮ノ窪瀬戸に入り、約10ノット（kn）に減速して手動操舵につき、伯方島有津港矢崎防波堤灯台を船首目標とし、左舷側にあるレーダーにより船位を確認しながら船折瀬戸東口に向けて北西進した。</p> <p>甲板長は、レーダーにより船折瀬戸東口にある舟折岩灯標が左舷正横約</p>

	<p>1.5ケーブル（約280m）となったことを確認して左転を始め、約15～20°左に回頭したところで舵を中央に戻すことを何度か繰り返し、約90°左に回頭して同瀬戸での予定針路である約226°に定めた。</p> <p>甲板長は、左転を始めてから定針するまでの間、レーダーによる船位の確認を行っていなかったことから、本船が鵜島北端の松ヶ崎付近に向けて航行していることに気付かず、02時45分ごろ、舟折岩灯標から真方位238°250m付近の鵜島松ヶ崎北方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、上げ潮により自力離礁した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 2.0m/s、気温 3.6℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北東約2.0kn</p>								
その他の事項	<p>船長及び一等航海士は、船折瀬戸を何度も航行した経験があり、甲板長は、船折瀬戸を西進した経験はなかったが、一度、船長と共に同瀬戸を操船して東進したので、同瀬戸を西進しようと思立った。</p> <p>甲板長は、左転後に予定針路に定針したことで安堵し、乗揚場所付近に浅所が存在していることを知っていたが、レーダーによる船位の確認を行っていなかった。</p> <p>本船には、GPSプロッターが装備されていたが、日本測地系としていたため、世界測地系の海図上では位置が異なることから、甲板長は、GPSプロッターで船位の確認を行わず、レーダーによる船位の確認を行っていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、船折瀬戸東口付近において予定針路に定めようとして左転中、甲板長が、同瀬戸を西進するのが初めてであり、予定針路に定めることに意識を集中し、レーダーによる船位の確認を行っていなかったことから、鵜島松ヶ崎北方沖の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、船折瀬戸東口付近において予定針路に定めようとして左転中、甲板長が、同瀬戸を西進するのが初めてであり、予定針路に定めることに意識を集中し、レーダーによる船位の確認を行っていなかったことから、鵜島松ヶ崎北方沖の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、船折瀬戸東口付近において予定針路に定めようとして左転中、甲板長が、同瀬戸を西進するのが初めてであり、予定針路に定めることに意識を集中し、レーダーによる船位の確認を行っていなかったことから、鵜島松ヶ崎北方沖の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、船折瀬戸東口付近において予定針路に定めようとして左転中、甲板長が、同瀬戸を西進するのが初めてであり、予定針路に定めることに意識を集中し、レーダーによる船位の確認を行ってなかったため、鵜島松ヶ崎北方沖の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								